

国民年金保険料クレジットカード納付に関する約定

「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」による国民年金保険料のクレジットカード納付は、被保険者からお申し込みいただいた内容を登録し、国民年金保険料を継続的にクレジットカードで納付するものです。金融機関等の窓口でクレジットカードを直接ご提示・お支払いいただく方法ではありません。

国民年金保険料につきましては、被保険者が指定されたクレジットカードをお取り扱いする指定代理納付者（以下「カード会社」という。）に請求させていただきます。

カード会社から国民年金保険料の立替納付が行われますと、被保険者の国に対する国民年金保険料の納付義務は無くなりますが、これに代わって、被保険者はカード会社に対し、国民年金保険料と同額の債務を負うこととなります。

これらのことに加え、次の各事項をご了承いただいたうえでお申し込みください。

1. 申込手続きが完了したときは、「国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）通知書」を送付いたします。
2. クレジットカードの有効性が確認できないなどの理由で申込みを受け付けることができない場合は、「クレジットカード有効性確認結果のお知らせ」を送付いたします。この場合は、従来の納付方法を継続させていただきます。
3. 初回申込み手続きに2カ月程度かかる場合がありますので、手続き完了前の国民年金保険料につきましては、従来の方法により納付していただきます。なお、現在口座振替を利用されている場合は、クレジットカードによる納付開始月分の前月分までを口座振替により納付していただきます。
4. クレジットカード納付の支払い回数は、1回払いに限らせていただきます。
5. 被保険者からの辞退の申し出がない限り、クレジットカード納付を継続させていただきます。なお、カード会社の規定による会員資格の喪失及び国民年金保険料の一部又は全額を納付することを要しないこととされた場合は辞退したものとみなします。
6. クレジットカード納付では、口座振替における当月末振替（早割）は適用されません。また、クレジットカード納付による6カ月前納・1年前納・2年前納の割引額は、納付書で納めていただいた場合の割引額となります。（口座振替での前納による割引は適用されません。）
7. クレジットカード納付では、その都度領収証書その他領収した旨を通知する書面は発行いたしませんので、カード会社からの利用明細書等でご確認いただくこととなります。なお、年に一度、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を発行いたします。
8. カード会社は、該当月末（該当月末が非営業日の場合は翌月第1営業日）に立替納付を行い、立替納付した日が国民年金保険料の収納年月日になりますが、カード会社からの利用明細書等の利用日は、該当月初から数えて第8営業日（前月末日が非営業日の場合第9営業日）※が記載されます。
※該当日が月の14日を超える場合にはその月の14日となります。
9. クレジットカード納付では、カード会社が立替納付を行う前に日本年金機構からカード会社にカード利用限度額や有効期限について確認し、カードが有効な場合、カード会社が立替納付を行います。なお、カードの確認作業は、立替納付対象月（前納の場合は立替納付対象期間の初月）の第8営業日（前月末日が非営業日の場合は第9営業日）から当月20日の間に行いますので、カード利用限度額にご注意ください。
10. カード利用限度額を超えるなど、カード会社の規定によりクレジットカード納付ができない場合や、その他事務処理上の都合により、納付書を送付させていただく場合があります。
11. 「1年前納」・「2年前納」を希望されている場合、初回の立替納付は初回立替納付月から当年度又は翌年度3月分までの保険料をまとめて請求させていただきます。
「6カ月前納」を希望されている場合、初回立替納付月が10月以降に限り、初回の立替納付は初回立替納付月から当年度3月分までの保険料をまとめて請求させていただきます。
「2年前納（4月開始）」を希望されている場合、初回立替納付月が4月に限り、4月から翌年度3月分までの保険料をまとめて請求させていただきます。
12. 6カ月前納、1年前納、2年前納の立替納付時にカード利用限度額を超えることによりクレジットカード納付ができなかった場合、前納分の再度の立替納付は行われません。次の前納分の立替納付までの間は自動的に割引のない毎月納付となります。なお、初回立替納付時の立替納付対象期間の最初の月分、4月分、10月分（6カ月前納の場合のみ）については納付書を送付しますので、納付書により現金で納付していただきます。
13. 利用日とクレジットカード会社の締切日など事務の都合により2カ月分をまとめて1度にカード会社へお支払いいただくことがあります。あらかじめご了承ください。
14. 有効期限が変更となった場合、被保険者に事前に通知することなく新しい有効期限がカード会社から日本年金機構に通知され、原則としてクレジットカード納付が継続されます。
一部、有効期限が日本年金機構に通知されないクレジットカードがございますので、ご注意ください。
15. カード番号が変更となった場合や有効期限が日本年金機構に通知されないカードで有効期限が到来した場合は、お手数ですが申込用紙「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」に必要事項をご記入のうえ、お近くの年金事務所へご提出ください。

【デビットカードのご利用について】

16. 毎月納付の場合、立替納付対象月の第8営業日（前月末日が非営業日の場合は第9営業日）から当月27日の間に口座から国民年金保険料と同額がお引き落としされます。また、6カ月前納・1年前納・2年前納の場合、カードの確認作業の際（立替納付対象期間の初月の第8営業日（前月末日が非営業日の場合は第9営業日）から当月20日の間）に口座から国民年金保険料と同額がお引き落としされますので、ご注意ください。

【被保険者とカード会員が異なる場合】

17. 被保険者が国民年金保険料のクレジットカード納付をカード会員に委託したものと取り扱わせていただき、カード会員の方はこれを承諾していただきます。なお、被保険者とカード会員の続柄が配偶者以外の場合は、カード会員に対して、年金事務所から電話または書面による同意確認を行っております。
18. 日本年金機構からの各種通知や連絡については、すべて被保険者に行うこととし、カード会員はこれに同意していただきます。
19. カード会社からの各種通知や連絡については、すべてカード会員に行うこととし、被保険者はこれに同意していただきます。